

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

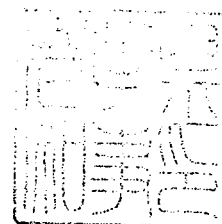
住所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

氏名 エコシステムジャパン株式会社

代表取締役 増山 仁志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 2年 7月28日

許可の有効年月日 令和 9年 7月27日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数1.2～5以上のものに限る。）
- ・廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度PCB廃棄物を除く。）
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物（高濃度PCB廃棄物を除く。）
- ・銻さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃石綿等
- ・ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油を処分するために処理したもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロ

(以下、裏面記載)

- プロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・汚泥を処分するために処理したもの(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
 - ・廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
 - ・廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 28日 当初許可
平成 7年 6月 26日 事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん(セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻(セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油(ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。
- (4) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥(ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸(シアン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(以下、2枚目記載)

| | | |
|-------|--------|--|
| | | (6) 特別産業廃棄物の種類に廃アルカリ（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。 |
| 平成10年 | 7月28日 | 更新許可 |
| 平成15年 | 7月28日 | 更新許可 |
| 平成18年 | 5月31日 | 変更届出書受理（代表者を田中昭から変更したこと。） |
| 平成18年 | 11月27日 | 変更届出書受理 |
| | | (1) 名称をテクノクリーン株式会社から変更したこと。 (2) 本店所在地を東京都港区新橋五丁目10番5号から変更したこと。 |
| 平成19年 | 8月23日 | 変更届出書受理（代表者を渡辺哲雄から変更したこと。） |
| 平成20年 | 7月28日 | 更新許可 |
| 平成20年 | 10月1日 | 変更届出書受理 |
| | | (1) 特別管理産業廃棄物の種類から指定下水道汚泥を削除したこと。 (2) 特別管理産業廃棄物の種類から指定下水道汚泥を処分するために処理したものを削除したこと。 (3) 特別管理産業廃棄物の種類の銻さいを水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限ると限定したこと。 (4) 特別管理産業廃棄物の種類から銻さいを処分するために処理したものを削除したこと。 (5) 特別管理産業廃棄物の種類からばいじんを処分するために処理したものを削除したこと。 (6) 特別管理産業廃棄物の種類から燃え殻を処分するために処理したものを削除したこと。 (7) 特別管理産業廃棄物の種類から汚泥を処分するために処理したものを（水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。 (8) 特別管理産業廃棄物の種類から廃酸を処分するために処理したものを削除したこと。 (9) 特別管理産業廃棄物の種類から廃アルカリを処分するために処理したものを削除したこと。 (10) 代表者を鈴木康生から変更したこと。 |
| 平成23年 | 5月11日 | 変更届出書受理（代表者を佐伯裕治から変更したこと。） |
| 平成25年 | 7月25日 | 事業範囲の変更許可 |
| | | (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（1-4ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。 (2) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（1-4ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。 (3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（1-4ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。 (4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（1-4ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。 |
| 平成25年 | 7月28日 | 更新許可（優良認定） |
| 平成26年 | 1月20日 | 事業範囲の変更許可 |
| | | (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものに限る。）を追加したこと。 (2) 特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）を追加したこと。 |
| 平成28年 | 5月10日 | 変更届出書受理（代表者を永野立男から変更したこと。） |
| 令和2年 | 1月28日 | 事業範囲の変更許可 |

(以下、裏面記載)

- (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等について、「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物になったものに限る。」を削除し、「高濃度PCB廃棄物を除く。」を追記したこと。
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物について、「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。」を削除し、「高濃度PCB廃棄物を除く。」を追記したこと。

令和 2年 7月 28日 更新許可 (優良認定)

令和 3年 5月 6日 変更届出書受理 (代表者を石川統一から変更したこと。)

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

COPY